健康診査項目の見直しについて(案)

(1)臨床検討会において承認された健康診査項目及び回数 (緊急措置事業に係る健康診査要領第6第3項に基づく健康診査)

項目	医療手帳交付者 (健康管理調査対象者を除く)	医療手帳交付者 (健康管理調査対象者を除く)
	(新)	(旧)
問診	1年に1回	1年に1回
神経内科診察	1年に1回	1年に1回
耳鼻咽喉科診察・検査	_	_
小児科神経発達検査	1年に1回	1年に1回
ジフェニルアルシン酸検査	1年に1回	1年に1回
脳血流シンチ検査	2年に1回	1年に1回 (2回続けて無所見だった場合は、次回実施しない)
頭部MRI検査	<u>2年に1回</u>	<u>初回のみ</u> <u>(以後、有所見者のみ)</u>
脳波検査	_	
甲状腺機能検査	_	-

(2)健康診査実施機関(平成29年度)

健康診査実施機関 (新)	健康診査実施機関 (旧)
○筑波大学附属病院	○筑波大学附属病院
○茨城県立こども病院	○茨城県立こども病院
○総合病院国保旭中央病院	○総合病院国保旭中央病院
○神栖済生会病院	○神栖済生会病院
<u>○茨城県立医療大学付属病院</u>	※特定診療実施機関:白十字総合病院
※特定診療実施機関:白十字総合病院	※小児特定診療実施機関:神栖済生会病院
※小児特定診療実施機関:神栖済生会病院	